

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 11 報）

質問

令和元年 8 月 30 日付け、警察庁丙生企発第 22 号、警察庁生活安全局長・発出の「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）」添付の「新任教育の教育時間数（新旧比較）」表及び「現任教育の教育時間数（新旧比較）」表のそれぞれの表に、「※ 割り切れない場合、30 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、30 分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。」との説明が記載されているが、教育計画書及び教育実施簿もこれに合わせて作成しなければならないのか？

この説明に合わせて作成した場合、分単位の教育計画や教育実施ではなく、1 時間単位の教育計画や教育を実施しなければならないのか？

答

「※ 割り切れない場合、30 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、30 分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。」との説明の記載は、規則改正された「新任教育の教育時間数」及び「現任教育の教育時間数」を決定した経緯の説明であり、教育計画書及び教育実施簿の作成には関係ない説明である。

よって、教育計画書及び教育実施簿の時間数が、例えば 20 分とか 30 分と記載されていても問題ない。

※ 上記内容については、10月18日、警察本部に確認済み。